



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

□経営者が知っておくべきビットコインの最低限 - 仮想通貨法施行・従業員のビットコイン取引、制限できる？ -

□福岡県損害保険代理業協会福岡西支部の新春例会において法律セミナーの講師を務めました！ □たくみの日常 - 新年発表会 2018

## Pickup Law News

## 経営者が知っておくべきビットコインの最低限 - 仮想通貨法施行・従業員のビットコイン取引、制限できる？ -

### ビットコインバブル？

最近、ビットコイン（BTC）の話題をよく耳にされる方も多いと思います。

BTC とは、インターネットを通じて電子的に取引される仮想通貨の「一つ」です。



BTC が代表的なものであり、BTC=仮想通貨と思われる方も多いですが、BTC はあくまで仮想通貨の一つであり、他に多数の仮想通貨があります。

あるデータでは1月現在 1,000 種類以上あるとされ日々増えている状況です。

特に去年に入ってから BTC をはじめとする仮想通貨の価格が高騰しており、「仮想通貨バブル」として、何十倍という利益を生み出している方も多くいます。

身近な方が数千万円～1億円をもっているということもあるかもしれません。

バブル時に生まれたばかりだった私には一切実感がありませんが、これはいわゆる 30 年前のバブルのような状況なのでしょうか。

### 仮想通貨法施行開始

2014 年に当時世界最大の仮想通貨交換所を営んでいたマウントゴックスが破綻したことが大きなニュースとなったことなどから、「決済業務

等の高度化に関するワーキンググループ」にて、規制のあり方について検討が行われていたことが、仮想通貨の取引が活発となっていることも踏まえ、2016 年には仮想通貨法（正確には改正資金決済法）が成立し、2017 年より施行する運びとなりました。

まず、仮想通貨法で規定される「仮想通貨」とは、

① 物品購入・サービス提供を受ける場合に、代価の弁済のために不特定のものに対して使用できるもので、かつ、不特定のものを相手方として購入及び売却ができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもの

② 不特定のものを相手方として①と相互に交換を行うことができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもの

のいずれかをいうとされています（法2条5項）。

少々複雑ですが、**電子マネーはここでいう①には該当しません。**

加盟店でないと使えないなど、「**不特定のものに対して使用できる**」ものではないためです。

仮想通貨法にて規制されたということは、仮想通貨の売買などを行う交換所が登録制となるということです。

このニュースレターの読者の中で仮想通貨交換所業を始めようとする方は少ないと思われるので、この点についての詳細は説明しませんが、仮想通貨について取引をされる場合、仮想通貨交換業の登録がなされているかについては確認することが必要です。

※金融庁で交換業所の登録業者が公開されています。

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>

「仮想通貨」と表示していたとしても仮想通貨ではない場合や、仮想通貨であるとしても交換業所の登録がなされていないケースもあります。

## 従業員の仮想通貨取引を禁止することはできるか？

先日顧問先企業様から、

「従業員が仮想通貨取引に手を出したみたいで、そこそこ儲かっているらしい。会社のPCでも常に取引状況を見ていて、仕事にも集中できていないみたい。やる気もなくなっている。仮想通貨などの取引を禁止することはできたりしますか？」

という相談がありました。

前記のとおり一般の方が数千万円の利益を得たりするような話の中で、会社の従業員が仮想通貨取引を始めるといった事例は多くあると思います。

なお、当然ですが、勤務時間中に業務を怠っている場合は、それを理由とする戒告等を始めとする懲戒処分の対象となります。

また、貸与パソコン内のデータ等のモニタリング（閲覧・監視）するためには就業規則上に、「会社は、必要と認める場合には、従業員に貸与したパソコン内のデータ等を閲覧・監視することができる。」等の規定を定めておくべきでしょう。



ただ、仮想通貨取引自体を就業規則で禁止するという事は慎重になるべきでしょう。

仮想通貨取引自体は違法な行為ではなく、（原則として）企業外での行為であり、企業外での非行は原則として懲戒処分の対象とならないとされているからです（企業外非行は会社の社会

的名誉・信用が害されるような場合に限って対象となるとされています。）。

ただ、仮想通貨取引は副業ということで禁止にできないかという問題はあります。

一般的には、仮想通貨取引は株やFX等と同様、資産運用の一つであることから、仮想通貨をしている＝副業とまではいえないケースが多いでしょう。



しかし、投資の規模等が大きくなるような場合でそれがいわば業として行っていると判断できれば、副業として認められる場合もあるといえます。

もっとも、労働基準法上、副業を禁止して正当化されるのは、会社の職場秩序や労務提供に影響・支障があるためとされているため、会社の本来の労務が十分になされていれば、処分等をするのは難しいでしょう。

## 最後に - 税金等 -

何れにせよ、仮想通貨取引自体は成長を続ける分野であると言われており、今後の業務に直接影響を与えていく可能性も高いので注目です。

※当然ですが、仮想通貨は損失が発生する可能性も十分にあるので本記事は仮想通貨取引を推奨するものではありません。

ちなみに、**仮想通貨取引で得た利益は、「雑所得」となり、給与所得以外に20万円以上の所得が発生する場合には、確定申告が必要となる**点は注意が必要です。



弁護士 壹岐 晋大

1986年山口県生まれ。企業法務に取り組み際には、『経営者と同じ方向を見る』という姿勢を一貫しており、企業の『考え方』を共有し、『目標を達成』することを大切にしています。



## 福岡県損害保険代理業協会福岡西支部の新春例会において 法律セミナーの講師を務めました！

弁護士山口です。

去る1月10日、保険代理店の方々が所属しております福岡県損害保険代理業協会（県代協）の福岡西支部の新春例会においてセミナー講師を務めさせていただきました。

「民法大改正！～代理店活動に及ぼす影響は？～」

「なくせ！危険運転～今話題の危険運転について考える～」

と題して「民法改正」と「危険運転」についてセミナーを行いました。

「民法改正」では、今回120年ぶりの大改正となる民法に関し、その中でも特に重要な【時効】【法定利率】【定型約款】について現行の民法との変更点や実務での影響等について、具体例も交えてご説明をさせていただきました。

特に、【法定利率】については、利率が引き下げられることによって、保険料の増額に繋がり、保険代理店の方々の契約者様への影響があるのではないかという問題提起をさせていただきました。

昨年話題になった「危険運転」については、実際の事例をもとに、危険運転の被害者にならないための予防策や万が一、危険運転に巻き込まれた時の対応策などをお話させていただきました。



セミナー中は、皆様大変熱心にメモを取られ、多くご質問をいただき活発なセミナーになったと思います。

セミナー後の懇親会では、

「今までのセミナーの中で一番良かった」

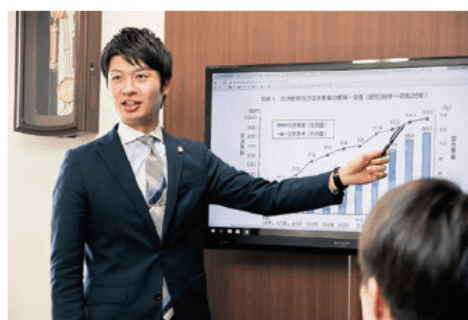
との身に余るお言葉をいただき大変感動いたしました。

当事務所では、セミナーや勉強会のご依頼を受け付けております。

- 最新の法改正の影響を知りたい
- 経営者として知っておくべき法律問題を知りたい
- 社内のコンプライアンス意識を向上させるための社内研修を実施したい

等々、さまざまなご要望にお応えいたします。

わかりやすいセミナー、勉強会を行いますので、ご希望の方はお問い合わせください。



弁護士による研修・セミナーサポートについて詳しくはQRコードを読み取って  
ご覧いただくか、お気軽に0120-043-211までご連絡下さい。



## たくみの日常 - 新年発表会 2018

1月19日は当事務所で毎年恒例となっている新年発表会でした。

今年は弁護士・スタッフ総勢24が参加し、これまで最も大人数での開催となりました。

代表の宮田を始め各所員の今年の目標発表、各プロジェクトチームの目標発表がありました。

各発表者に対しては質問や意見が飛び交っており、大変充実した内容となりました。

目標発表後には、5つの班に分かれ、ワークを行いました。

今回のワークのテーマは「組織力の定義」でした。

「組織力」とは何か、「組織力」を高めるために所員それぞれが具体的にどう行動していくか等について意見交換や議論を行いました。

その後、場所を移動し懇親会を行いました。

弁護士もスタッフ全員で、美味しい食事をとりながら、普段はあまり話す機会のない業務外の話をするなど、とても楽しい時間を過ごすことができました。

また、昨年特に活躍した個人・プロジェクトチームに対する表彰も行われました。

事務所全体で互いの功績を称え合い大変盛り上がりました。

事務所全体や各人の目標を改めて共有・認識し、懇親を深めるとても楽しい時間を過ごすことができました。



### たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF 天神南ビル10階

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉朝日ひびきビル8階

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）